

札幌市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年1月9日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第 / 号

札幌市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(札幌市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条の2第1項中「法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関」を「指定確認検査機関（法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）」に、「法第87条の4又は法第88条第1項」を「第87条の4又は第88条第1項」に、「確認（」を「確認及び法第18条第4項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査（」に、「確認」を「確認等」に改め、同条第2項中「法第77条の21第1項に規定する」を削り、「又は法」を「又は」に、「及び法第7条の4第1項」を「、第7条の4第1項」に、「の検査」を「、第18条第23項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第32項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査」に改め、同条第3項中「法第77条の21第1項に規定する」を削り、「又は法」を「又は」に改め、「含む。）」の次に「及び第18条第38項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）」を加える。
- (2) 第8条第2項中「よる確認」の次に「等」を加える。
- (3) 第12条第1項第6号中「まで」の次に「又は第7項」を加える。

(4) 第 2 3 条第 3 項中「よる確認」の次に「等」を加える。

(5) 第 2 9 条に次のただし書を加える。

ただし、指定機関による確認等又は第 1 条の 2 第 3 項に規定する認定については、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項及び第 2 3 条第 1 項の規定は、準用しない。

(6) 様式 6 中

「

|                  |           |       |     |
|------------------|-----------|-------|-----|
| ※<br>備<br>考<br>欄 | 指 定 番 号   | 第 号   | 受付欄 |
|                  | 指 定 年 月 日 | 年 月 日 |     |
|                  | 告 示 番 号   | 第 号   |     |
|                  | 告 示 年 月 日 | 年 月 日 |     |

」

を

「

|                  |           |       |     |
|------------------|-----------|-------|-----|
| ※<br>備<br>考<br>欄 | 指 定 番 号   | 第 号   | 受付欄 |
|                  | 指 定 年 月 日 | 年 月 日 |     |
|                  | 告 示 番 号   | 第 号   |     |
|                  | 告 示 年 月 日 | 年 月 日 |     |
|                  | 手 数 料     |       |     |

」

に改める。

(札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部改正)  
第 2 条 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和 4 0 年規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「確認を求める」を「規定による確認の申請若しくは同法第 1 8 条第 4 項の規定による通知を行う」に改める。

(札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則の一部改正)  
第 3 条 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成 1 4 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「確認を求める」を「規定による確認の申請若しくは同法第18条第4項の規定による通知を行う」に改める。

(札幌市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 札幌市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「同条第16項」を「同条第22項」に改める。

(札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年規則第33号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条中「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「同条第18項」を「同条第22項又は第26項」に改め、同条第2号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第44条の規定による」を「第14条第1項の」に改める。

(2) 第3条を削り、第4条を第3条とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中札幌市建築基準法施行細則第12条第1項第6号及び様式6の改正規定並びに第5条の規定（札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第2条第1号の改正規定を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。